

中野区地域包括ケア推進パートナーシップ協定制度の導入について

産学官連携による地域包括ケア体制の充実に向け、中野区地域包括ケア推進パートナーシップ協定制度を導入することとしたので、報告する。

1. 目的

地域包括ケアに係る課題が多様化・複雑化する中、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをステップにしながら、多様な担い手による主体的、創発的な取組を促していく仕組みや仕掛けが必要である。

中野区地域包括ケア推進パートナーシップ協定制度は、区と民間事業者・教育研究機関・団体等(以下「民間等」という。)との連携協力関係を構築し、民間等が自らの資源やノウハウを活用した地域包括ケアに資する地域貢献活動の取組及び地域のネットワークへの参加を促進することによって、中野区における地域包括ケア体制の充実を図ることを目的とする。

2. 協定の相手方

業種業態、所在地にかかわらず、協定内容を遵守し、中野区内において地域包括ケアの推進に資する取組を行うことができる者とする。なお、協定締結は単体に限定せず、複数あるいはコンソーシアム(協同事業体)の形態も想定する。

3. 取組事項

民間等が行う地域包括ケアの推進に資する取組として認められるもの
(取組例)

- 民間等の事業活動に伴って行う地域包括ケアの情報提供や見守り支援
- 健康づくりや介護予防の講座・イベント
- 地域医療や介護に関する研究、実証実験
- 孤独・孤立に関する相談会 など

4. 役割分担

(1) 区の役割

取組フィールドの提供・調整、区媒体における情報発信 など

(2) 民間等の役割

提案事業の実施、区への情報提供 など

5. 中野区地域包括ケア推進会議への参加について

協定締結事業者の地域のネットワークへの参加を促進するため、中野区地域包括ケア推進会議にオブザーバー参加できるように、会議運営の見直しを検討する。

6. 他の協定との関係について

今後、地域包括ケアに関連する民間等との協定は、本制度に一本化するものとする。なお、既存の高齢者等の見守りに関する協定や他の個別協定については、相手方に更新の意向を確認し、合意が得られたものについては本制度に移行する。

7. 今後の予定

令和6年1月 地域包括ケア推進パートナーシップ協定の受付開始